

平成26年定例会 健康福祉病院常任委員会

説明資料

頁数

《所管事項説明》

1	「平成26年版成果レポート（案）」について	別冊1
2	「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」策定の 基本的な考え方について	1
3	「三重県民生委員定数条例」の制定について	5
4	「三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準を定める条例」の制定について	7
5	障害者優先調達法に基づく平成25年度調達実績と 平成26年度調達方針について	9
6	「公立大学法人三重県立看護大学 第二期中期目標」（中間案）について	13
7	「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」について	25
8	子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けた取組について	28
9	母子及び寡婦福祉法の一部改正について	31
10	「健やか親子いきいきプランみえ」次期計画の策定について	33
11	平成25年度社会福祉法人等指導監査の結果等について	35
12	平成27年度社会福祉施設等整備方針について	37
13	各種審議会等の審議状況の報告について	49

《別冊》

- ・(別冊1) 平成26年版成果レポート（案）〔健康福祉部分抜粋〕
- ・(別冊2) 「第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の進捗状況
- ・(別冊3) 公立大学法人三重県立看護大学 第二期 中期目標
- ・(別冊4) 平成25年度 指導監査等結果報告書

平成26年6月17日
健 康 福 祉 部

2 「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」策定の基本的な考え方について

1 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の位置づけ

本計画は、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下「条例」といいます。）第8条に基づいて定めるものであり、条例第1条に掲げる「障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現」という目的のため、条例第7条に掲げる基本方針に沿って、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画として策定しています。

目的（条例第1条）

障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現

基本方針（条例第7条）

- 1 すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
- 2 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。
- 3 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（条例第8条）

ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画を策定する。

（参考）

○ ユニバーサルデザインとは

「ユニバーサルデザイン」とは、普遍的な、全体のという意味であるユニバーサルという言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設、製品、制度等をデザインすることをいいます。

また、今日では、情報、サービスを含む「すべての人が生活しやすい社会デザイン」といった、より広い概念として使われています。

このユニバーサルデザインの考え方とは、「社会にはさまざまな人がいることを理解し、まちづくりやものづくり、サービス等、何かをする時にはそれを利用するさまざまな人の立場に立つて考え、実行する」ということです。

○ これまでの計画

平成12年度～18年度 バリアフリーのまちづくり推進計画

平成19年度～22年度 第1次ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画

平成23年度～26年度 第2次ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画

2 現行計画の平成 25 年度末までの進捗状況

現行計画の平成 25 年度末までの進捗状況については、以下のとおりです。

(各取組および指標の進捗状況の詳細は、別冊 2 のとおりです。)

(1) 施策体系 1 「みんなで取り組むユニバーサルデザインのまちづくり」について

- ・ ユニバーサルデザインの考え方が浸透するよう、次代を担う子どもをはじめ、県民・事業者の意識づくりのための啓発や情報提供を進めてきたところ、「ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合」は、50%となっています。
- ・ 県および市町が、学校・企業・自治会等を対象にユニバーサルデザイン講座等を実施してきましたが、特に子どもの参加者数が目標を下回っています。
- ・ 車いす使用者用駐車区画の適正利用や視覚障がい者用誘導ブロック上の駐輪防止などの利用マナーの啓発を図るとともに、パーキングパーミット制度として「三重おもいやり駐車場利用証制度」を平成 24 年 10 月から開始しました。
- ・ 地域での啓発活動のリーダー的な役割を担う市民団体やユニバーサルデザインアドバイザーの皆さんに講師として参加していただく機会の確保に努めてきましたが、参加者数は目標を下回っています。

(2) 施策体系 2 「だれもが暮らしやすいまちづくり」について

- ・ 幅の広い歩道やバリアフリー対応型信号機は目標を上回って整備されてきました。また、鉄道駅のバリアフリー化も目標どおり順調に整備が進められています。
- ・ 商業施設や公共施設のバリアフリー化を進めるために、事業者や設計者、施設管理者への情報提供や関係行政機関への説明会を実施してきました。
- ・ 商業施設等でバリアフリー化された施設数、県立学校での身体障がい者対応エレベーターの設置は、目標を下回っています。

(3) 施策体系 3 「だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供」について

- ・ ユニバーサルデザインに配慮した製品やサービスの提供の促進を図るために、企業・事業者に対する研修や情報提供に取り組んできました。
- ・ 県が情報発信する際のわかりやすい情報の提供や、わかりやすい案内表示や窓口サービスの提供に努めてきましたが、職員の認識度や理解度は目標を下回っています。
- ・ 県政だよりの満足度、県ホームページのトップページのアクセス数などは目標を下回っています。

3 第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（以下、「次期計画」といいます。）策定のための今後の進め方

（1）中間案の作成

現行計画を検証の上、社会情勢の変化（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行、少子化対策の強化、バリアフリー観光の推進など）をふまえ、中間案を作成します。

中間案の作成においては、次期計画の方向性を明らかにし、具体的に実施すべき取組について検討します。

（2）最終案の作成

中間案をもとに、パブリックコメントやこの計画に関わる団体（UD 団体※）などの意見も参考にしながら、最終案を作成します。

最終案の作成においては、各取組の実効性を担保するための数値目標についても検討します。

※UD 団体…県が養成したユニバーサルデザインアドバイザーを中心に設立された団体

（3）議案の提案

平成 27 年 2 月定例月会議に議案を提案する予定です。

4 次期計画策定の検討体制

「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進本部（健康福祉部長ほか各部長等が本部員。以下「推進本部」といいます。）」および条例第 9 条に基づき設置された「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」（学識経験者、障がい者団体、関係機関・団体の代表などで構成。以下「推進協議会」といいます。）で検討し、議会の議決を経て策定します。

なお、パブリックコメントやこの計画に関わる団体との意見交換などを実施し、広く県民の意見を聴き策定します。

5 次期計画の期間

平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 か年の計画とします。

6 今後の予定

平成 26 年 5 月～11 月	推進本部および推進協議会における検討
平成 26 年 6 月	基本的な考え方を健康福祉病院常任委員会で説明
平成 26 年 10 月	中間案を健康福祉病院常任委員会で説明
平成 26 年 10 月～11 月	パブリックコメントの実施
平成 26 年 12 月	最終案を健康福祉病院常任委員会で説明
平成 27 年 2 月	議案提案

○ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（抜粋）

（目的）

第一条 この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本方針）

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

- 一 すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
- 二 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。
- 三 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

（ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等）

第八条 知事は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 県は、推進計画を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

（三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会）

第九条 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員十五人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他知事が適當と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

【所管事項説明】

3 「三重県民生委員定数条例」の制定について

1 制定理由

国の地方分権改革の推進により、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」が公布されたことに伴い、「民生委員法」が改正され、民生委員の定数について都道府県等の条例で定めることになりました。

2 条例制定の手順

あらかじめ、市町の意見を聴き、国が定める基準を参照して定めます。

3 国の参照基準

（1）民生委員・児童委員の配置基準

区分	配置基準
人口10万人以上の市	170から360までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
人口10万人未満の市	120から280までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
町	70から200までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人

（2）主任児童委員の配置基準

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

※ 定数の設定に当たっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情をふまえた弾力的な定数の設定について留意すること。

4 今後の予定

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 平成26年2月、5月 | 市町への意見聴取 |
| 6月 | 県民生委員児童委員協議会への説明 |
| | 条例の制定について健康福祉病院常任委員会で説明 |
| 7月 | 社会福祉審議会で審議 |
| 8月 | パブリックコメントの実施 |
| 10月 | 最終案を健康福祉病院常任委員会で説明 |
| 11月 | 議案提案 |
| 12月～平成27年2月 | 関係機関等へ条例内容の周知 |
| 平成27年4月 | 条例施行 |

(参考) 市町から意見聴取した結果の民生委員定数 (5月31日現在)

市町名	民生委員	主任児童委員	計
津市	556	44	600
四日市市	538	54	592
伊勢市	274	28	302
松阪市	353	27	380
桑名市	230	24	254
鈴鹿市	329	33	362
名張市	166	16	182
尾鷲市	56	3	59
亀山市	89	9	98
鳥羽市	53	3	56
熊野市	78	4	82
いなべ市	93	8	101
志摩市	129	11	140
伊賀市	272	28	300
木曽岬町	11	2	13
東員町	48	4	52
菰野町	71	5	76
朝日町	15	2	17
川越町	24	2	26
多気町	38	2	40
明和町	48	3	51
大台町	47	3	50
玉城町	33	2	35
度会町	22	2	24
大紀町	39	2	41
南伊勢町	56	3	59
紀北町	66	4	70
御浜町	30	2	32
紀宝町	38	3	41
合 計	3, 802	333	4, 135

【所管事項説明】

4 「三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」の制定について

1 制定理由

国の地方分権改革の推進により、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」が公布されたことに伴い、「介護保険法」の一部が見直され、これまで、国の法令に規定されていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を都道府県等の条例で定めることになりました。

2 条例の内容

三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について、厚生労働大臣の定める「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）」に基づき、別表のとおり条例で定めます。

3 今後の予定

平成26年 3月	県介護支援専門員協会への説明
6月	条例の制定について健康福祉病院常任委員会で説明
7月	社会福祉審議会で審議
8月	パブリックコメントの実施
10月	最終案を健康福祉病院常任委員会で説明
11月	議案提案
12月～平成27年2月	関係機関等へ条例内容の周知
平成27年 4月	条例施行

別表

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚生省令第三十八号)	条例委任する場合の 基準設定の類型	本県の考え方
第一章 基本方針		東日本大震災の教訓をふまえ、基準省令には規定のない非常災害発生時の安全確保のための計画作成を努力義務として規定したい。
第一条 基本方針	参酌すべき基準	
第二章 人員に関する基準		
第二条 従業員の員数	従うべき基準	
第三条 管理者	従うべき基準	
第三章 運営に関する基準		
第四条 内容及び手続の説明及び同意	従うべき基準	
第五条 提供拒否の禁止	従うべき基準	
第六条 サービス提供困難時の対応	参酌すべき基準	
第七条 受給資格等の確認	参酌すべき基準	
第八条 要介護認定の申請に係る援助	参酌すべき基準	
第九条 身分を証する書類の携行	参酌すべき基準	
第十条 利用料等の受領	参酌すべき基準	
第十一条 保険給付の請求のための証明書の交付	参酌すべき基準	
第十二条 指定居宅介護支援の基本取扱方針	参酌すべき基準	
第十三条 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	参酌すべき基準	
第十四条 法定代理受領サービスに係る報告	参酌すべき基準	
第十五条 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	参酌すべき基準	
第十六条 利用者に関する市町村への通知	参酌すべき基準	
第十七条 管理者の責務	参酌すべき基準	
第十八条 運営規程	参酌すべき基準	
第十九条 勤務体制の確保 (非常災害対策)	参酌すべき基準 (県独自規定)	
第二十条 設備及び備品等	参酌すべき基準	
第二十一条 従業者の健康管理	参酌すべき基準	
第二十二条 揭示	参酌すべき基準	
第二十三条 秘密保持	従うべき基準	
第二十四条 広告	参酌すべき基準	
第二十五条 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	参酌すべき基準	
第二十六条 苦情処理	参酌すべき基準	
第二十七条 事故発生時の対応	従うべき基準	
第二十八条 会計の区分	参酌すべき基準	
第二十九条 記録の整備	参酌すべき基準	
第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準		
第三十条 準用	参酌すべき基準	

【所管事項説明】

5 障害者優先調達推進法に基づく平成 25 年度調達実績と 平成 26 年度調達方針について

1 平成 25 年度調達実績について

平成 25 年 4 月に施行された、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「法」といいます。）」では、地方公共団体等は、障害者就労施設等から物品・役務の調達推進を図るため、毎年度、調達目標を含めた調達方針を策定・公表することが義務付けられています。

このため、本県では、平成 25 年 8 月に、法に定める障害者就労施設等に加え、障がい者の雇用促進に積極的に取り組む企業を対象とした調達方針を定め、県の全機関において優先調達を実施しました。

その結果、平成 25 年度は、目標としていた 50,700 千円を上回る 78,189 千円の調達実績となりました。

平成 25 年度調達実績

	調達目標額	調達実績	実績／目標
障害者就労施設等	12,700 千円	30,586 千円	240.8%
障がい者雇用促進企業	38,000 千円	47,603 千円	125.3%
計	50,700 千円	78,189 千円	154.2%

2 平成 26 年度調達方針について

平成 26 年度の調達方針については、前年度の取組や、障がい者の新たな就労の場として社会的事業所が創業される予定であることなどをふまえ、次のとおり見直しを行いました。

(1) 調達目標

平成 26 年度予算をふまえて全所属で検討した調達目標に基づき、平成 25 年度を上回る 54,200 千円以上としました。

(2) 対象施設

障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業のほか、新たに優先調達の対象とする施設等として、社会的事業所を追加しました。

※資料 1：平成 26 年度三重県障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等
からの物品等の調達方針

平成 26 年度 三重県 障害者就労施設等及び 障がい者雇用促進企業等からの物品等の調達方針

平成 26 年 5 月

障がいのある人が自立した生活を送っていくうえで、就労によって経済的な生活基盤を確立することは重要な要素のひとつです。

そのためには、障がい者雇用を支援することに加え、障がい者が就労する事業所等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取組が求められています。

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「法」という。）」が施行され、地方公共団体等においては、障害者就労施設等から物品・役務（以下、「物品等」という。）の調達推進を図るため、毎年度、調達目標を含めた調達方針を策定・公表することが義務づけられました。

法の規定を踏まえ、三重県（以下、「県」という。）における障害者就労施設等への優先的な調達を一層推進するため、本方針を定めることとし、障がい者が「やりがい」と「責任」をもって働くことのできる社会の実現をめざします。

なお、県が従来から取り組んできた障がい者雇用に積極的な企業（以下、「障がい者雇用促進企業」という。）に対する優遇制度についても、障がい者の就労を促進するために必要な措置として、継続して取り組むこととします。

1 基本的な考え方

（1）障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等への発注拡大

県が物品等を調達する際は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 号に基づく随意契約の活用などにより、障害者就労施設等や障がい者雇用促進企業等（以下、「対象施設等」という。）への発注の拡大に努めるものとします。

（2）公平性・競争性の確保

対象施設等への発注にあたっては、予算の適正な使用に留意するとともに、公平性・競争性の確保に努めるものとします。

（3）障害者就労施設等における受注体制の向上支援

障がい者の就労を促進するためには、障害者就労施設等が発注者のニーズに即した物品等を提供できるよう、技術力と供給力を高めることも重要です。物品等の質の向上や情報発信など、受注拡大をめざした障害者就労施設等の取組を支援します。

2 実施機関

県の全機関（知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、各種委員会事務局、教育委員会事務局（県立学校を含む）、警察本部。以下、「各部局等」という。）において、本方針に基づく優先調達を実施します。

3 対象施設等

- (1) 障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する施設等）
- (2) 障がい者雇用促進企業（障がい者の雇用促進に積極的に取り組む企業として、県に登録された事業所）
- (3) 社会的事業所（三重県社会的事業所設置運営要綱に基づき運営される事業所）

4 対象物品等と調達目標

平成26年度の対象物品等と調達目標は次のとおりとします。

種別	調達品目等	調達目標額	
		障害者就労施設等	障がい者雇用促進企業 及び社会的事業所
物品	①事務用品 ②食料品（パン・弁当・クッキー等） ③小物雑貨 ④その他の物品	3,200千円以上	300千円以上
役務	①印刷 ②清掃・施設管理 ③情報処理・テープ起こし ④その他のサービス・役務	17,100千円以上	33,600千円以上
小計		20,300千円以上	33,900千円以上
合計		54,200千円以上	

5 具体的な取組事項

(1) 年間見込みに基づく計画的な調達

各部局等においては、障害者就労施設等の特性に配慮した納期設定や、規格や仕様に関する事項について丁寧に説明するなどの配慮を行い、年間の見込みを立てて、計画的に調達を行います。

(2) 隨意契約の積極的な活用

障害者就労施設等からの見積書徴取による随意契約を積極的に活用し、多様な分野における優先的な調達を一層推進します。

(3) 受注体制の向上支援

受注体制のレベルアップに取り組む障害者就労施設等に対して、専門家派遣による技術的・経営的な助言・指導などを実施し、物品等の質の向上や、円滑な受注業務の遂行を支援します。

(4) 「共同受注窓口」の活用

発注する際の窓口として「共同受注窓口」を活用し、受注業務を対応可能な障害者就労施設等に分配するとともに、複数の施設の連携した取組にも配慮します。

(5) 関係機関との連携

市町や自立支援協議会などの関係機関と連携し、地域性や各施設の個別課題を踏まえた、受・発注者間のマッチングに取り組むことにより、調達の拡大を図ります。

(6) 障がい者雇用促進企業への優遇措置の継続

県独自の取組として、障がい者雇用促進企業に対する優遇措置にも引き続き取り組みます。

(7) 社会的事業所からの優先調達

障がいのある人もない人も「対等な立場」で「ともに働く」新しい職場形態である社会的事業所からの優先調達に取り組みます。

(8) 物品等情報の公表・活用

障害者就労施設等が公表する物品等に関する情報を積極的に活用するとともに、県においても障害者就労施設等が取り扱う物品等の一覧情報を整理し、公表します。

(9) 実績の公表及び方針の見直し

毎年度、調達実績を公表するとともに、調達実績や受注体制の状況などを勘案して本方針の見直しを行います。

【所管事項説明】

6 「公立大学法人三重県立看護大学 第二期中期目標」(中間案)について

1 目標策定の趣旨

平成 21 年度に公立大学法人となった三重県立看護大学は、「地方独立行政法人法」(以下「法」といいます。) 第 25 条に基づいて県が策定した第一期中期目標の達成に向けて、さまざまな取組を行っているところです。この第一期中期目標の終期が平成 26 年度末となっているため、現在、県において、第二期中期目標の策定作業を進めています。

2 中間案の内容

(1) 目標期間

平成 27 年度から 32 年度 (6 か年)

(2) 目標策定の基本的な考え方

第二期中期目標の策定にあたっては、公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」)による、第一期中期目標期間中の「業務実績に関する評価結果」等から明らかになった課題等を十分ふまえることとします。また、第二期中期目標期間中に重点的に取り組むべき事項を反映します。

(3) 目標策定の主な視点

① 第一期における課題等への対応

次の評価委員会による評価結果等をふまえます。

区分	主な要改善点等
教育	<ul style="list-style-type: none">・三重県における看護職者ニーズに応じた人材育成・修士学位取得者数の増
研究	<ul style="list-style-type: none">・研究費配分制度の充実とその基礎となる教員活動評価支援制度の機能強化
地域貢献等	<ul style="list-style-type: none">・地域特性に応じた地域貢献事業の充実・海外研究者との共同研究
業務運営の改善および効率化	<ul style="list-style-type: none">・専任教員の積極的な確保・専門的な知識と高い見識をもった人材の育成・職員満足度の向上・服務制度のあり方・自己検査体制の強化

② 第二期に重点的に取り組むべき事項の反映

県の医療施策への貢献を反映します。

(ア) 県内の看護職者不足への対応

看護職者を志す県内の高校生の発掘と確保等を行います。

(イ)早期離職防止

在学生に対する早期離職防止を目的とした授業等を実施します。

(ウ)リカレント教育等

潜在看護職員の再就職支援や、Uターン就職支援等を実施します。

③ 第二期に重点的に取り組むべき事項（大学の意向）の反映

大学との意見交換に基づいて、次の重点事項を反映します。

(ア)医療機関との連携

人事交流等を通じて、教育、研究面での連携を強化します。

(イ)べき地医療

医療過疎地域に求められる看護職者を養成します。

(ウ)男性看護師支援

男性看護師が働きやすい環境づくりの研究を行います。

(エ)看工連携

看護と工学の連携によるものづくりと知的財産管理体制整備を行います。

(オ)地域連携

県、市町からの受託事業等により、地域の保健医療ニーズに対応します。

④ 構成等の変更

評価委員会等の意見をふまえ、中期目標の表現や構成について、次のとおり変更します。

(ア)取組の理念やめざすべき方向性を簡潔に示します。

(イ)重複する項目をなくすなど、簡素で分かりやすい構成とします。

3 中期計画

法第 26 条に基づき、中期目標の指示を受けた法人（大学）は目標を達成するための具体的な取組内容を記載した中期計画を作成します。設立団体の長（知事）は、評価委員会の意見を聴いたうえで、中期計画の認可を行います。

4 今後の予定

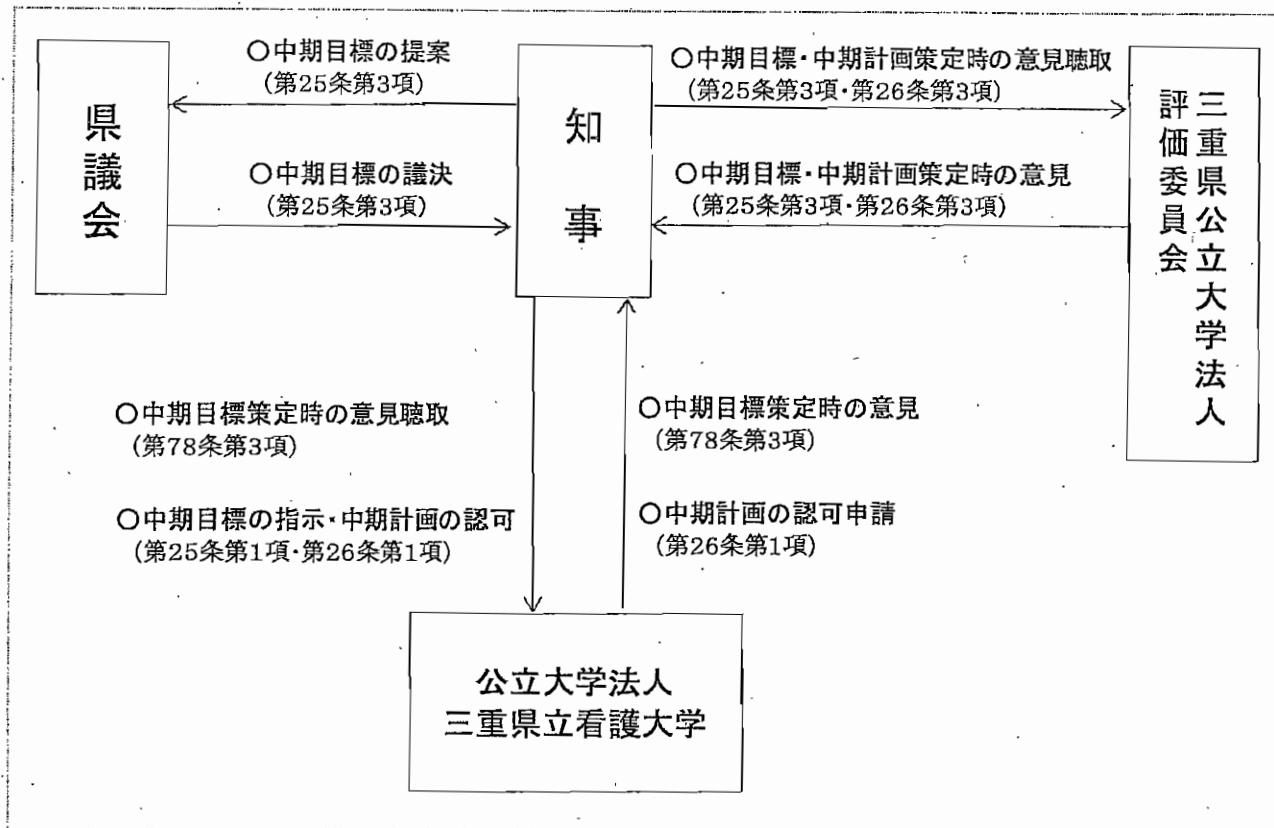
平成 26 年 6 月～10 月 評価委員会にて意見聴取

7 月～8 月 パブリックコメントの実施

10 月 最終案を健康福祉病院常任委員会で説明

11 月 議案提案

平成 27 年 3 月 大学が作成した中期計画を知事が認可



関係法令の抜粋

地方独立行政法人法（平成十五年七月十六日法律第百十八号）

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二～五（略）

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2（略）

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

4～5（略）

（中期目標等の特例）

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第二項第二号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。

2（略）

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4（略）

公立大学法人三重県立看護大学 第二期中期目標(中間案)の概要

法人の目的

看護学教育・研究の中核機関として質の高い人材を養成するとともに、教育・研究の成果を社会に還元して、三重県はもとより国内外の看護の発展と保健・医療・福祉の向上に寄与する。

中期目標の意義

法人の目的を達成し、その存在意義を一段と高め、県民の期待に応えるよう、中期目標を定め、法人に指示する。

I 中期目標の期間

平成27年度～32年度

魅力ある大学づくり 地域との連携

II-1 教育に関する目標

主な数値目標

- ・国家試験【看護師・保健師・助産師】合格率 100%
- ・県内就職率 55%以上
- ・学生満足度【自分が成長したと思う率】 90%以上

主な取組目標

- ・質の高い看護を実践できる人材の育成
- ・学生の確保
(積極的な情報提供、県内高校・医療機関等との連携)
- ・教育課程・教育内容の充実
- ・学生支援の充実(学習支援・生活支援・就職支援)

II-2 研究に関する目標

主な数値目標

- ・外部研究資金の申請率 100%
- ・外部研究資金の採択率 34%以上

主な取組目標

- ・地域に根ざした研究拠点としての研究水準の向上と研究活動の活性化
- ・研究成果の公表と地域への還元
- ・知的財産の創出・活用および規定等の整備
- ・研究倫理の堅持

II-3 地域貢献等に関する目標

主な数値目標

- ・地域連携事業の実施件数 32件以上
- ・大学主催の公開講座の参加者満足度 各回89%以上

主な取組目標

- ・地域社会や医療機関等が抱える課題の解決に向けた取組
- ・県民のニーズに応じた生涯学習事業の実施
- ・学術交流による大学の国際化の推進

III 業務運営の改善および効率化に関する目標

主な数値目標

- ・学生満足度【事務局の対応に対する満足度】 85%以上

- ・職員満足度 60%以上

- ・教員満足度 前年度比3%増

- ・効率的かつ機動的な大学運営

- ・優秀な教職員の積極的確保

- ・人事評価制度の効果的な活用

- ・法人独自の監査の計画的な実施

自主・自律的かつ効率的な運営

IV 財務内容の改善に関する目標

- ・適正な料金設定と外部資金の獲得
- ・経費の抑制

V 自己点検・評価および情報の提供に関する目標

- ・自己点検・評価結果に基づく改善率 100%

VI その他業務運営に関する重要目標

- ・計画的・効率的な施設・設備の整備

公立大学法人三重県立看護大学中期目標対比表

第一期		第二期(中間案)																																																																																					
基本的な目標		基本的な目標																																																																																					
<p>公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）は、三重県における看護学教育・研究の中核的機関として、質の高い人材を養成するとともに、社会に開かれた大学として、教育・研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、三重県はもとより国内外の看護の発展と保健・医療・福祉の向上に寄与するため、大学を設置し、管理することを目的とする。</p> <p>この目的を実現するためには、三重県立看護大学が県民の支援のもとにある地域に立脚した大学であることを、法人が深く認識し、教育研究活動、地域貢献活動及び大学運営を活性化させることによって魅力ある大学づくりを進めていくことが必要である。</p> <p>よって、三重県は、法人が自主的、自律的かつ効率的な大学運営を行い、より一層県民の期待や負託に応えていくよう、この中期目標を定め、法人に指示する。</p>		<p>三重県を設立団体とする公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）は、三重県における看護学教育・研究の中核的機関として質の高い人材を養成するとともに、教育・研究の成果を社会に還元して、三重県はもとより国内外の看護の発展と保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>この目的を達成するため、法人は、第一期中期目標期間において、教育・研究活動や地域貢献活動を推進し、また、自主・自律的および効率的な運営を行うための基本的な機能の確立に取り組んできた。第二期中期目標期間においては、県民の高まる期待に応えるため、教育・研究のさらなる質的向上を図り、ますます多様化する保健医療ニーズに応え、地域社会の保健・福祉に関わる切実な課題を解決するため、以下の目標を掲げ、一層積極的に取り組んでいく。</p>																																																																																					
I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織		I 中期目標の期間および教育研究上の基本組織																																																																																					
<p>1 中期目標の期間 平成21年4月1日から平成27年3月31日まで</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。 看護学部 看護学科 大学院 看護学研究科</p>		<p>1 中期目標の期間 平成27年4月1日から平成33年3月31日まで</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。 看護学部 看護学科 大学院 看護学研究科</p>																																																																																					
II 大学の教育研究等の向上に関する目標		II 大学の教育研究等の向上に関する目標																																																																																					
<p>1 教育に関する目標 三重県立看護大学の設置目的に基づき、保健・医療・福祉の向上を担う看護職者の養成と地域医療体制の充実を図るために、教育に関する数値目標を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>説明</th> <th>目標値</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師国家試験合格率</td> <td></td> <td>100%</td> <td>97.3%</td> </tr> <tr> <td>国家試験合格率</td> <td>保健師国家試験合格率</td> <td>100%</td> <td>88.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>助産師国家試験合格率</td> <td>100%</td> <td>92.3%</td> </tr> <tr> <td>国家試験合格者数</td> <td>看護師国家試験合格者数</td> <td>95人以上</td> <td>91.5人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保健師国家試験合格者数</td> <td>95人以上</td> <td>82.7人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>助産師国家試験合格者数</td> <td>10人以上</td> <td>8.0人</td> </tr> <tr> <td>県内就職率</td> <td>県内への看護職就職者数／就職者数</td> <td>50%以上</td> <td>47.0%</td> </tr> <tr> <td>修⼠学位取得者数</td> <td>研究科での学位取得者数</td> <td>8人以上</td> <td>6.2人</td> </tr> <tr> <td>学生アンケートにおける学生の満足度</td> <td>自己が成長したと思う率 大学の支援に対して満足している率</td> <td>90%以上 85%以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>●目標値については、特に説明のない限り、単年度の達成目標 ●基準値=H14～19年度の6年間の平均値 ●目標値：「前年度比10%増」の考え方 21年度目標 (A) = 基準値 × 1.1 22年度目標 (B) = (A) × 1.1 23年度目標 (C) = (B) × 1.1 以後 24～26年度も同様 (以下、中期目標の各項目について同じ)</p>		指標名	説明	目標値	基準値	看護師国家試験合格率		100%	97.3%	国家試験合格率	保健師国家試験合格率	100%	88.1%		助産師国家試験合格率	100%	92.3%	国家試験合格者数	看護師国家試験合格者数	95人以上	91.5人		保健師国家試験合格者数	95人以上	82.7人		助産師国家試験合格者数	10人以上	8.0人	県内就職率	県内への看護職就職者数／就職者数	50%以上	47.0%	修⼠学位取得者数	研究科での学位取得者数	8人以上	6.2人	学生アンケートにおける学生の満足度	自己が成長したと思う率 大学の支援に対して満足している率	90%以上 85%以上	—	<p>1 教育に関する目標 多様化、高度化する保健医療ニーズや地域の特性を的確に捉え、質の高い看護を実践できる人材を育成する。</p> <p>学部においては、幅広い教養を基盤とした豊かな人間性や、人の生涯における看護ニーズに応えられる総合的な看護実践能力を具え、地域における様々な課題の解決に意欲的に取り組む人材を育成する。</p> <p>研究科においては、卓越した看護実践能力と先駆的な研究能力を具え、看護の質の向上と看護学の発展に貢献する高度な看護専門職者としての人材を育成する。</p> <p>これら看護職者の育成をもって、保健・医療・福祉の向上と地域医療体制の充実を図るために、教育に関する数値目標を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>説明</th> <th>目標値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国家試験合格率</td> <td>看護師国家試験合格率</td> <td>100%</td> <td>98.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保健師国家試験合格率</td> <td>100%</td> <td>94.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>助産師国家試験合格率</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>国家試験合格者数</td> <td>看護師国家試験合格者数</td> <td>95人以上</td> <td>94.4人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保健師国家試験合格者数</td> <td>95人以上</td> <td>90.2人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>助産師国家試験合格者数</td> <td>10人以上</td> <td>6.4人</td> </tr> <tr> <td>県内就職率</td> <td>県内への看護職就職者数／就職者数</td> <td>55%以上</td> <td>54.4%</td> </tr> <tr> <td>修⼠学位取得者数</td> <td>研究科での学位取得者数</td> <td>8人以上</td> <td>4.4人</td> </tr> <tr> <td>学生アンケートにおける学生の満足度</td> <td>自己が成長したと思う率 大学の支援に対して満足している率</td> <td>90%以上 85%以上</td> <td>86.9% 81.3%</td> </tr> <tr> <td>大学教育改革のための各種プログラムの実施</td> <td>文部科学省による大学教育改革のための各種プログラムを実施する件数</td> <td>中期目標期間中に1件以上</td> <td>※1件</td> </tr> </tbody> </table> <p>●目標値については、特に説明のない限り、単年度の達成目標 ●平均値については、特に説明のない限り、H21～25年度の5年間(=法人化後5年間)の平均値 (以下、中期目標の各項目について同じ)</p> <p>※H21～25年度の5年間における実施件数</p>		指標名	説明	目標値	平均値	国家試験合格率	看護師国家試験合格率	100%	98.5%		保健師国家試験合格率	100%	94.4%		助産師国家試験合格率	100%	100%	国家試験合格者数	看護師国家試験合格者数	95人以上	94.4人		保健師国家試験合格者数	95人以上	90.2人		助産師国家試験合格者数	10人以上	6.4人	県内就職率	県内への看護職就職者数／就職者数	55%以上	54.4%	修⼠学位取得者数	研究科での学位取得者数	8人以上	4.4人	学生アンケートにおける学生の満足度	自己が成長したと思う率 大学の支援に対して満足している率	90%以上 85%以上	86.9% 81.3%	大学教育改革のための各種プログラムの実施	文部科学省による大学教育改革のための各種プログラムを実施する件数	中期目標期間中に1件以上	※1件
指標名	説明	目標値	基準値																																																																																				
看護師国家試験合格率		100%	97.3%																																																																																				
国家試験合格率	保健師国家試験合格率	100%	88.1%																																																																																				
	助産師国家試験合格率	100%	92.3%																																																																																				
国家試験合格者数	看護師国家試験合格者数	95人以上	91.5人																																																																																				
	保健師国家試験合格者数	95人以上	82.7人																																																																																				
	助産師国家試験合格者数	10人以上	8.0人																																																																																				
県内就職率	県内への看護職就職者数／就職者数	50%以上	47.0%																																																																																				
修⼠学位取得者数	研究科での学位取得者数	8人以上	6.2人																																																																																				
学生アンケートにおける学生の満足度	自己が成長したと思う率 大学の支援に対して満足している率	90%以上 85%以上	—																																																																																				
指標名	説明	目標値	平均値																																																																																				
国家試験合格率	看護師国家試験合格率	100%	98.5%																																																																																				
	保健師国家試験合格率	100%	94.4%																																																																																				
	助産師国家試験合格率	100%	100%																																																																																				
国家試験合格者数	看護師国家試験合格者数	95人以上	94.4人																																																																																				
	保健師国家試験合格者数	95人以上	90.2人																																																																																				
	助産師国家試験合格者数	10人以上	6.4人																																																																																				
県内就職率	県内への看護職就職者数／就職者数	55%以上	54.4%																																																																																				
修⼠学位取得者数	研究科での学位取得者数	8人以上	4.4人																																																																																				
学生アンケートにおける学生の満足度	自己が成長したと思う率 大学の支援に対して満足している率	90%以上 85%以上	86.9% 81.3%																																																																																				
大学教育改革のための各種プログラムの実施	文部科学省による大学教育改革のための各種プログラムを実施する件数	中期目標期間中に1件以上	※1件																																																																																				
(1) 教育の成果に関する目標																																																																																							
<p>ア 学部 高い倫理観を基盤とした幅広い教養と豊かな人間性を具え、自律的・創造的に看護を実践することにより、三重県ならびに国内外の保健・医療・福祉の向上や看護の質の向上に貢献する人材を育成する。</p>																																																																																							
イ 研究科																																																																																							
卓越した看護実践能力と先駆的な研究能力を有し、看護の質の向上と看護学の発展に貢献する高度な看護専門職者としての人材を育成する。																																																																																							

第一期

第二期(中間案)

(2) 教育内容に関する目標

ア 学部

①優秀な学生の確保

a アドミッションポリシーの明確化

大学が求める人材像にかなった優秀な学生を確保するため、教育理念に基づいたアドミッションポリシーを明確にし、積極的な情報提供を行う。

b 適切な選抜の実施

現行の入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。

②教育課程及び教育内容の充実

a 教育課程の充実

教育の成果を上げるために、教育理念に基づく適切な教育課程を編成する。

b 教育方法・内容の充実

学生の勉学意欲を引き出し、能力を高める効果的な教育を実施するため、授業内容の工夫や指導方法等の改善等により教育方法と内容の充実を図る。

c 公正な成績評価の実施

公正な成績評価の実現に向け、各科目の学習目標や成績評価基準を明確にする。

d 卒業生への継続的教育

卒業生が卒業後も引き続き看護職としての資質を向上させていくための教育や支援を行う。

e 多様な学習ニーズへの対応の充実

生涯学習のニーズ等に応えるため、本学での学習を希望する者を受け入れる多様な教育形態を整備する。

(1) 教育内容に関する目標

① 人材(学生)の確保

ア 学部

大学のアドミッションポリシーや教育内容を受験生等に的確に伝えられるよう、情報提供を積極的に行うとともに、看護職者として活躍したいという意欲ある学生を積極的に受け入れるために、県内高校等との連携を強化する。

また、入学者選抜については、多様な人材の確保に留意しつつ、選抜方法の充実を図るとともに、その成果を検証し、必要に応じて見直しを図る。

イ 研究科

研究科のアドミッションポリシーや教育内容について積極的に情報提供を行い、研究科が求める人材像にかなった優秀な学生の確保を図る。

また、入学者数の定員充足率を高めるため、教育研究体系や教育課程が社会の要請に応じたものになっているか検証・見直しを行うとともに、優秀な社会人学生の確保も見据え、医療機関等と十分な連携を図る。

② 教育課程および教育内容の充実

地域社会のニーズや時代の変化に対応しうる、高等教育機関に相応しい教育課程・教育研究体系の編成や教育内容の充実を図り、継続的に検証を行う。

また、県内医療機関等との連携を強化し、地域医療への理解を深める、より実践的な教育を実施する。

イ 研究科

①優秀な学生の確保

a アドミッションポリシーの明確化

研究科が求める人材像にかなった優秀な学生を確保するため、教育理念に基づいたアドミッションポリシーを明確にし、積極的な情報提供を行う。

b 適切な選抜の実施

看護学研究科での修学に支障がない学力を適正に評価するとともに入学者数の充足を図るために、現行の入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。

第一期	第二期（中間案）
<p>②教育課程及び教育内容の充実</p> <p>a 教育課程の充実 教育の成果を上げるため、教育理念に基づく適切な教育課程を編成する。</p> <p>b 教育方法・内容の充実 学生の勉学意欲を引き出し、能力を高める効果的な教育を実施するため、授業内容の工夫や研究指導方法の改善等により教育方法と内容の充実を図る。</p> <p>c 公正な成績評価の実施 公正な成績評価の実現に向け、各科目の学習目標や成績評価基準を明確にする。</p> <p>d 多様な学習ニーズへの対応の充実 大学院での学習を希望する現職看護職者等の要望に応えるため、多様な教育形態を整備する。</p>	
(3) 教育の実施体制等に関する目標	(2) 教育の質の向上に関する目標
<p>① 教育体制の充実 学部・研究科の教育を効果的に実施するため、学内の教員相互の連携や学外の関係機関等との連携による教育体制を整備する。</p> <p>② ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の充実 より質の高い教育を実施するため、ファカルティ・ディベロップメント活動を継続し、より充実させる。</p> <p>③ 教育環境の整備 教育活動を効果的に行うため、施設・設備・図書等の教育環境を計画的に整備する。</p> <p>④ 学生の支援に関する目標</p> <p>① 学習支援 学習に関する疑問や悩みを気軽に相談できる支援体制を整備するとともに、自主的な学習を促進するための支援の充実を図る。</p> <p>② 国家試験対策の充実 看護師、保健師および助産師の国家試験支援体制を強化し、合格率100%を目標とする。</p>	<p>大学の教育が、教育目的や社会ニーズに対応しているか検証をするため、授業評価をはじめとしたファカルティ・ディベロップメント活動について不断の見直しを行い、教育の質の確保に努める。</p> <p>VI その他業務運営に関する重要目標 1. 施設・設備の整備、維持管理等に関する目標へ移動</p> <p>学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生ニーズや社会状況等をふまえた学習支援、生活支援、就職支援等の支援体制について一層の充実を図る。 就職支援については、県の看護職者確保・充実の方針をふまえつつ、県内の行政機関や医療機関等との連携・協力に取り組み、県内就職率の向上を図る。</p>

第一期

第一期(中間案)

③ 生活支援

学生が、心身ともに健やかな学生生活を送ることができるよう、生活相談や健康相談等に柔軟、確実に対応する。

④ 就職支援

就職を希望する学生全員の就職と新卒就職者の50%以上の県内への就職を目標として、就職情報の提供や相談及び指導体制の充実を図る。また、採用や就労にかかる情報交換を緊密に行うなど、就職支援を効果的に実施できるよう医療機関等との関係構築を進める。

⑤ 卒業後の支援

卒業生が専門職として活躍できるように、卒業後のフォローアップを行う。

2 研究に関する目標

三重県立看護大学の研究活動をさらに活性化し、研究の成果の普及と社会への還元を図り、もって保健・医療・福祉の向上に資するため、研究に関する数値目標を次のとおりとする。

指標名	説明	目標値	基準値
外部研究資金申請率	専任教員は、科学研究費補助金等の外部研究資金に毎年1件以上応募することを原則義務化する。 申請（継続含む）教員数 ／在職教員数	100%	35.3%
外部研究資金獲得件数	科学研究費補助金等の外部研究資金の獲得件数 前年度比10%増	3.8件	
「大学教育改革支援」のためのプログラムへの応募	文部科学省による「大学を通じた大学教育改革支援」のための各種プログラムに大学として応募する。	中期目標期間中に3件以上	—

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

① 研究活動の方向性

地域に根ざした研究拠点として、独創性・創造性に富んだ水準の高い研究を実施し、保健・医療・福祉の向上と学術研究の発展に寄与するとともに、研究活動の活性化と教員の資質向上を図る。

② 研究成果の公表と還元

研究活動に関する情報を積極的かつわかりやすく発信する。また、研究から得られた知見や情報の提供と教育への反映を通じて、研究成果を地域や社会へ還元する。

2 研究に関する目標

三重県立看護大学の研究活動をさらに活性化し、研究の成果の普及と社会への還元を図り、もって保健・医療・福祉の向上に資するため、研究に関する数値目標を次のとおりとする。

指標名	説明	目標値	平均値
外部研究資金申請率	専任教員は、科学研究費補助金等の外部研究資金に毎年1件以上応募することを原則義務化する。 申請（継続含む）教員数 ／在職教員数	100%	86.9%
外部研究資金採択率	科学研究費補助金等の外部研究資金の採択率	34%以上	33.8%

(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標

地域に根ざした研究拠点として、県内の保健・医療・福祉の向上と学術研究の発展に寄与するとともに、社会ニーズをふまえた先端的な研究活動を推進する。知的財産については、その創出・活用に積極的に取り組み、規定等の整備を図る。

また、研究に関する情報を積極的に発信し、研究成果や知的財産を地域社会へ還元する。

第一期

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

① 研究環境の整備

研究活動を活性化し、効果的に実施するため、研究資金の確保や研究の実施にかかる事務を支援する体制等研究しやすい環境の整備を図る。

② 研究活動の評価と改善

研究活動やその成果について評価を行い、評価結果をふまえて研究活動の改善や水準の向上に取り組む。

③ 研究倫理を堅持する体制の整備

研究者が倫理を堅持し、適正な研究活動を推進するための制度や体制を構築する。

3 地域貢献等に関する目標

地域社会や住民との連携のもとに、大学の知的資源、人的資源および施設を有効に活用して地域の保健・医療・福祉の向上に貢献するため、地域貢献等に関する数値目標を次のとおりとする。

指標名	説明	目標値	基準値
地域連携事業の実施件数	地域交流センターによる事業実施数	前年度比10%増	17.5件
公開講座の参加者の満足度	参加者アンケートによる満足度	各回85%以上	—
公開講座等大学主催の行事の開催回数	公開講座等学外者の参加が可能な大学主催の行事の開催回数	5回以上	2.7回
公開講座等大学主催の行事の参加者数	公開講座等学外者の参加が可能な大学主催の行事の参加者数	前年度比10%増	182人

(1) 地域貢献に関する目標

① 地域貢献機能の充実

地域交流センターの機能と事業を見直し、地域の課題解決に資する体制と機能の充実を図る。

② 多様な主体との連携による地域貢献の推進

大学の資源の提供や教育研究活動を通じて行政機関や医療機関、県民等多様な主体との連携・協働を積極的に推進する。

③ 地域住民等との交流の推進

地域に開かれた大学として、大学施設の開放や学外者の参加が可能な行事の実施、学生による地域活動や住民との交流の促進に取り組む。

(2) 国際交流に関する目標

教育研究水準の向上や看護の国際化に対応し得る国際的視野を持つ人材の育成に資するため、国外の教育研究機関との連携・交流を進める。

第二期（中間案）

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

① 研究実施体制の整備

研究活動を活性化し、効果的に実施するため、大学として重点的に取り組む研究の推進体制を整備する。また、研究水準の向上のため、各教員の専門領域の独創的・先駆的な研究について積極的に支援する。

② 研究倫理を堅持する体制の整備

研究者が倫理を堅持し、適正な研究活動を推進するための制度や体制について、継続的に検証し、必要に応じて見直しを図る。

3 地域貢献等に関する目標

地域社会や住民との連携のもとに、大学の知的資源、人的資源および施設を有効に活用して地域の保健・医療・福祉の向上に貢献するため、地域貢献等に関する数値目標を次のとおりとする。

指標名	説明	目標値	平均値
地域連携事業の実施件数	地域交流センターによる事業実施数	32件以上	31.8件
大学主催の公開講座の参加者の満足度	大学主催の公開講座の参加者アンケートによる満足度	各回89%以上	88.4%
公開講座等大学主催の行事の開催回数	公開講座等学外者の参加が可能な大学主催の行事の開催回数	26回以上	26.0回
公開講座等大学主催の行事の参加者数	公開講座等学外者の参加が可能な大学主催の行事の参加者数	2,500人以上	2,515人

(1) 地域貢献に関する目標

大学が有する多様な資源を活かし、地域社会や医療機関などが抱える課題の解決に向けた事業を行うとともに、県民の学習ニーズに応じた生涯学習事業を行い地域社会に貢献する。また、企業、行政機関等の課題解決に、それぞれの主体と連携・協力しながら取り組み、県民の生活や県内の看護の質の向上を図る。

(2) 国際交流に関する目標

教育研究水準向上のため、海外の大学や研究機関と共同研究等の学術交流を行うなど、大学の国際化を推進する。また、国際的な視野を持った人材を育成するため、学生の国際交流について、適切な支援を行う。

第一期

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

理事長（学長）の責任と権限のもとに効率的で弾力的な業務運営を行い、大学の教育研究活動を効果的に実施していくため、業務運営の改善と効率化に関する数値目標を次のとおりとする。

指標名	説明	目標値	基準値
職員アンケートにおける職員の満足度	職員アンケートによる業務、勤務条件・職場環境等に対する満足度	65%以上	60.2※
事務局の対応についての学生満足度	学生アンケートによる事務局の対応についての満足度	85%以上	—
報道発信件数	看護大学に関する情報提供件数	前年度比10%増	17.4件

※職員アンケートにおける職員の満足度の基準値は、H18～20年度の三重県庁職員満足度アンケートによる全体(本庁・単独地域機関・地域庁舎)の満足度

第二期(中間案)

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

理事長（学長）の責任と権限のもとに効率的で弾力的な業務運営を行い、大学の教育研究活動を効果的に実施していくため、業務運営の改善と効率化に関する数値目標を次のとおりとする。

指標名	説明	目標値	平均値
学生アンケートにおける学生の満足度	学生アンケートによる事務局の対応についての満足度	85%以上	80.9%
教職員アンケートにおける教職員の満足度	職員アンケートによる業務、勤務条件・職場環境等に対する満足度	60%以上	53.9%
	教員アンケートによる業務、勤務条件・職場環境等に対する満足度	前年度比3%増	*46.3%

●前年度比3%増の考え方

$$\begin{aligned} \text{H27年度目標 (A)} &= \text{平均値} \times 1.03 \\ \text{H28年度目標 (B)} &= (A) \times 1.03 \\ \text{H29年度目標 (C)} &= (B) \times 1.03 \end{aligned}$$

以降 H30～H32年度も同様

※H25年度（アンケート開始年度）の満足度

1 運営体制の改善に関する目標

(1) 効率的で機動的な組織運営体制の構築

理事長（学長）のリーダーシップのもと、自主的・自律的な経営を基本に、単科大学のメリットを生かした効率的で機動的な組織運営を行う体制を構築する。

(2) 戰略的な法人経営の確立

大学間競争、地域間競争に対応していくため、将来を見据えた戦略的で効率的な経営を行う。

(3) 適正で透明性の高い業務の運営

業務の適正な実施と効率性・透明性の確保のため、監事による業務監査を実施するとともに、内部監査体制を整備する。

(4) 経営品質向上活動の推進

法人の目的達成と大学が提供するサービスの向上を図るために、経営品質向上活動に取り組む。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

学問の進展や社会の要請に応じた教育研究活動を効果的・効率的に実施していくため、必要に応じ、教育研究組織の見直しを行う。

3 人事の適正化に関する目標

(1) 適切な人材マネジメントの実施

人事に関するマネジメントは、大学の教育研究活動の状況や職務の特性をふまえ、適切に実施する。

(2) 職員の確保

大学の教育研究の質を向上させるとともに、円滑で効果的な法人運営を行うため、優秀な職員（教員及び事務職員をいう。事務職員には技術職員及びその他の職員を含む。以下同じ。）を確保するための方策を講じる。

1 組織運営の改善に関する目標

大学の教育研究活動を効果的に実施するため、理事長のリーダーシップのもと、効率的かつ機動的な大学運営を行う。また、財務状況を見据えつつ、戦略的な経営を行う。
教育研究組織については、社会のニーズをふまえて適宜見直しを行う。

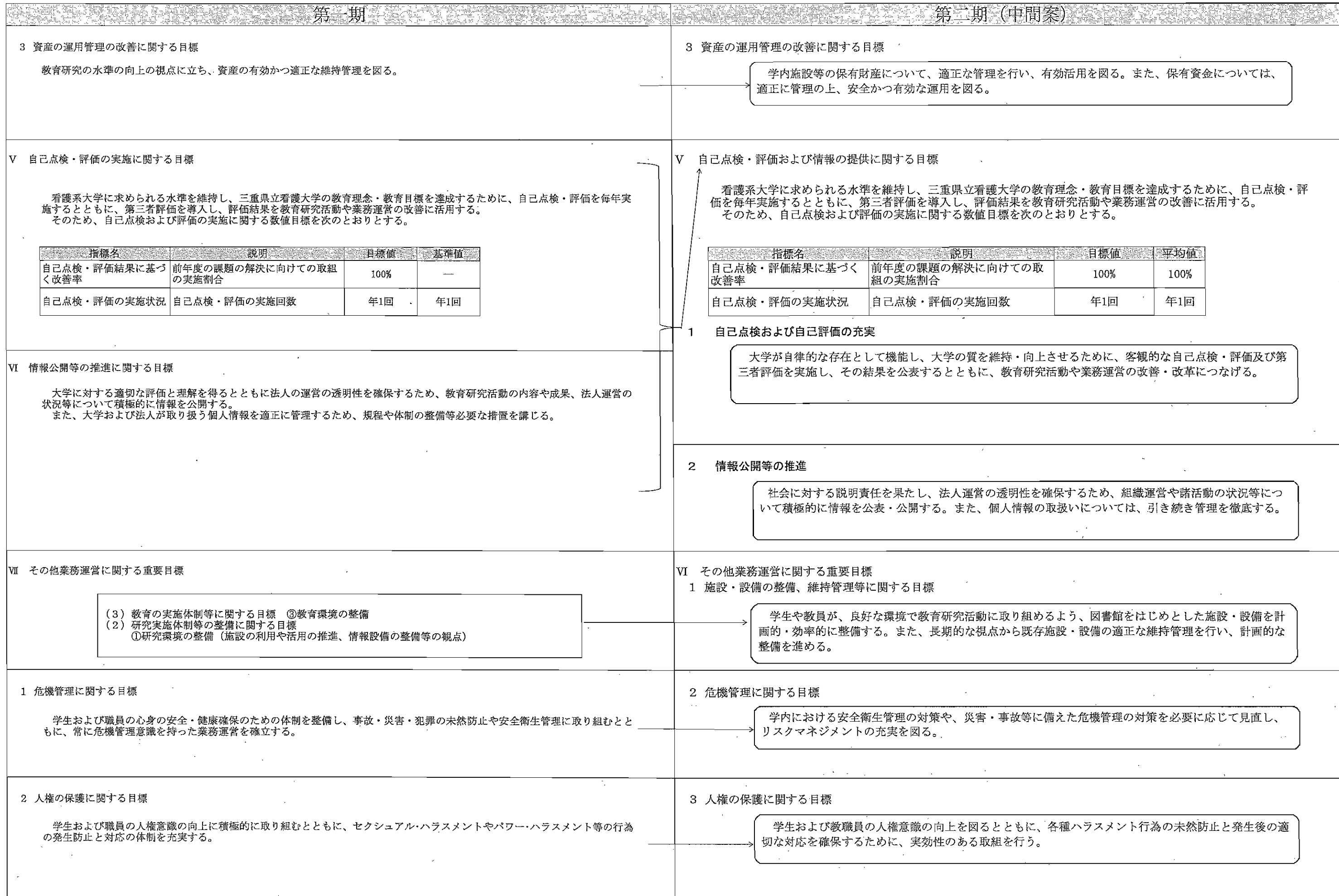
また、適正で効率性・透明性の高い業務の運営を図るために、法令に基づく監査だけでなく、法人独自に行う監査を計画的、体系的に実施する。

2 人事の適正化に関する目標

(1) 人材の確保

大学の教育研究の質を向上させるとともに、円滑で自律的な法人運営を行うため、優秀な教職員の積極的確保に努める。





【所管事項説明】

7 「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」について

1 新たな計画策定の必要性

（1）三重県地域少子化対策強化計画（平成 26 年 2 月策定）

「三重県地域少子化対策強化計画」は、平成 26 年度単年度の計画となっており、国においても、「少子化社会対策基本法」に基づき、新たな少子化対策の「大綱」の策定に向けた検討が行われていることから、少子化対策全般に関する県の中長期的な計画の策定が必要です。

（2）第二期三重県次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～26 年度）

平成 26 年 4 月に改正された「次世代育成支援対策推進法」をふまえ、子どもや子育て家庭をささえあう地域社会づくりについて定めた「第二期三重県次世代育成支援行動計画」の改定が必要となっています。

あわせて、「母子及び寡婦福祉法」が改正され、平成 26 年 10 月から父子家庭に対する支援の拡充が図られることなどもふまえて、「第二期三重県ひとり親家庭等自立支援促進計画」を改定する必要があります。

（3）三重県子ども・子育て支援事業支援計画（仮称）（新規）

「子ども・子育て支援法」が平成 27 年度から本格施行されるのに向けて、幼児期の学校教育・保育、子育て支援サービスの需要およびそれらの確保策について定める「子ども・子育て支援事業支援計画」の策定が必要です。

これらの計画は、取組項目の一部が重複するとともに相互に関連するため、本県では、これらの計画を一体化した計画として「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」を策定することとします。

2 計画策定の方向性

「結婚したい人が結婚でき」、「子どもを産みたい人が安心して産み育てられる」という三重県の少子化対策のめざすべき姿や、「子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくり」をめざす「三重県子ども条例」の趣旨をふまえて、計画策定を進めています。

子どもや若者、少子化対策に係る現状と課題、施策の展開方向と具体的な取組案について、ライフステージごとに検討し、切れ目のない支援が可能となる計画とします。【別紙 計画策定において検討すべき項目（案）参照】

3 計画の期間

平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年の計画とします。

4 今後の予定

学識経験者や市町、学校等の関係機関に加え、妊娠・出産や子育て、ワーク・ライフ・バランス等に関わる団体の代表等で構成される「三重県少子化対策推進県民会議」を設置し、ご意見をいただくとともに、計画について専門的に検討する「計画策定部会」を設置して、策定作業を進めます。

なお、「子ども・子育て支援事業支援計画」に関する検討は、「子ども・子育て支援法」に定める、「子ども・子育て会議」において進めます。

子ども・少子化対策計画（仮称）		
		子ども・子育て支援事業支援計画
平成 26 年 7 月	第 1 回少子化対策推進県民会議	第 3 回子ども・子育て会議
9 月		第 4 回子ども・子育て会議
10 月	素案を健康福祉病院常任委員会で説明	
11 月	第 2 回少子化対策推進県民会議	第 5 回子ども・子育て会議
12 月	中間案を健康福祉病院常任委員会で説明	
平成 27 年 1 月	パブリックコメントの実施	
2 月	第 3 回少子化対策推進県民会議	第 6 回子ども・子育て会議
3 月	最終案を健康福祉病院常任委員会で説明	

計画策定において検討すべき項目(案)

ライフステージの区分	(1)「地域少子化対策強化計画」記載項目	(2)「第二期次世代育成支援行動計画」記載項目
子ども・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ○小学生から発達段階に応じたライフプラン教育 <ul style="list-style-type: none"> ・思春期ライフプラン教育 ・思春期ライフプラン教育啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○母性、乳幼児等の子どもの健康づくり支援 <ul style="list-style-type: none"> ・思春期のこころの健康づくりの推進 ○子どもの心身の健やかな成長のための環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・健やかな心身を育む教育の推進 ・青少年の健全育成の推進 ・文化・生涯学習の推進 ・自然とのふれあい・環境学習の推進 ・防災教育の推進 ○成長支援のための生活環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・潤いのある快適なまちづくり ・ユニバーサルデザインのまちづくり ・安全な道路交通環境の整備 ・犯罪のない安全安心のまちづくり ○子どもの安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪等から守る施策の推進 ・交通安全対策の推進 ・防災対策の推進
結婚	<ul style="list-style-type: none"> ○出逢い・結婚支援 <ul style="list-style-type: none"> ・みえの出逢い支援 ・少子化対策市町創意工夫交付金 	
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ○安心して出産できる環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・不妊相談・治療支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○母性、乳幼児等の子どもの健康づくり支援 <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健対策等の推進 ・食生活と健康づくりの推進 ・医療の充実
子育て(※)	<ul style="list-style-type: none"> ○安心して子育てできる環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい児への支援 ・男性の育児参画の推進 ・男性の育児参画普及啓発 ○子どもを守る取組 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的養護体制充実支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における子育て支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保育等のサービスの充実 ・子育て支援環境の充実 ・地域との連携による育ちの場の充実 ・子ども・子育てに関する相談の充実 ○社会的養護・支援を必要とする子どもへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保護と自立支援 ・児童虐待防止対策の推進 ・障がい児支援の充実 <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">【第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安定的な収入を得る就業のための支援 ○子育てと生活のための支援 ○経済的な安定のための支援 ○各種支援制度の周知・相談機能の充実
働き方	<ul style="list-style-type: none"> ○働き方の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭の両立支援 ・ワーク・ライフ・バランス ・マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等の防止 ・長期インターンシップの実施 ・若者の安定就労への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事と生活の両立支援 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の推進 ・就労環境等の整備 ・若者の雇用支援
機運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○機運醸成の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・県民運動の実施 ・少子化対策に関するウェブサイトの構築 	
(3)「三重県子ども・子育て支援事業支援計画(仮称)」記載必須項目		
※下記項目が子育ての区分に含まれます。		
<ul style="list-style-type: none"> ○区域の設定に関する事項 ○教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期に関する事項 ○子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一體的提供、推進体制の確保の内容に関する事項 ○特定教育・保育、特定地域型保育を行う者、地域子ども・子育て支援事業従事者の確保、資質の向上のために講ずる措置に関する事項 ○専門的知識、技術を要する支援実施に関する事項、円滑な実施のための市町との連携に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止対策の充実 ・社会的養護体制の充実 ・母子家庭、父子家庭の自立支援の推進 ・障がい児施策の充実等 		

【所管事項説明】

8 子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けた取組について

1 子ども・子育て支援新制度

(1) 子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法(※1)」に基づくもので、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とするものです。

平成27年4月からの本格施行が予定されており、財源には、消費税引上げによる増収分の一部が充てられることとなっています。

(※1) 子ども・子育て関連3法

- ・子ども・子育て支援法
- ・認定こども園法の一部改正法
- ・子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(2) 新制度の概要

① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・ 幼児教育と保育を一体的に提供する（幼稚園と保育所の機能を併せもつ）認定こども園の普及のため、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として新たな幼保連携型認定こども園を創設するとともに、認可・指導監督の一本化など制度の改善が図られます。

② 保育の量的拡大・確保

- ・ 市町が策定する「子ども・子育て支援事業計画」および県が策定する「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、認定こども園や保育所、新設される地域型保育事業(※2)を組み合わせた計画的な整備が行われます。
- ・ 新制度では、別紙のとおり保育の必要性や年齢に応じて子どもを3つの区分で認定し、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や地域型保育事業による給付を行います。
- ・ 保育所、公立幼稚園、認定こども園はすべて新制度に移行します。
- ・ 私立幼稚園は、新制度の幼稚園または認定こども園に移行するか、あるいは移行せず現行制度(私学助成)の幼稚園とするかを選択する必要があります。

(※2) 地域型保育事業

3歳未満の少人数の子どもを保育する次の4事業

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

③ 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するニーズに対応するため、利用者支援事業など新たな事業の創設や放課後児童クラブ等の充実を図ります。

2 子ども・子育て支援事業支援計画

(1) 計画の策定

実施主体である各市町は、国の基本指針に基づき、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援について、「量の見込み」をたて、「確保方策」の検討を行って、子ども・子育て支援事業計画を策定します。

県は、市町計画の数値を積み上げ、広域調整を勘案し、「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」と一体化した計画として、子ども・子育て支援事業支援計画を策定します。

(2) 計画の審議等

「子ども・子育て支援法」に基づき、平成25年6月に設置した「三重県子ども・子育て会議」において、当該計画の審議等を行います。

3 条例の改正

新たな幼保連携型認定こども園の認可を行うため、11月定例月会議において関連する条例の改正案の提出を予定しています。

- ・子ども・子育て会議設置条例
- ・認定こども園の認定要件等に関する条例
- ・三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

4 今後の予定

平成26年6月 国から県や市町が条例等で定める各種基準の提示

既存の施設を対象に新制度への移行に関する意向調査の実施

7月 第3回子ども・子育て会議の開催

9月 第4回子ども・子育て会議の開催

10月 条例改正について健康福祉病院常任委員会で説明

条例改正についてパブリックコメントの実施

11月 条例改正議案提案

第5回子ども・子育て会議の開催

平成27年1月 認定こども園の認可事務の開始

2月 第6回子ども・子育て会議の開催

3月 健康福祉病院常任委員会で説明

施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

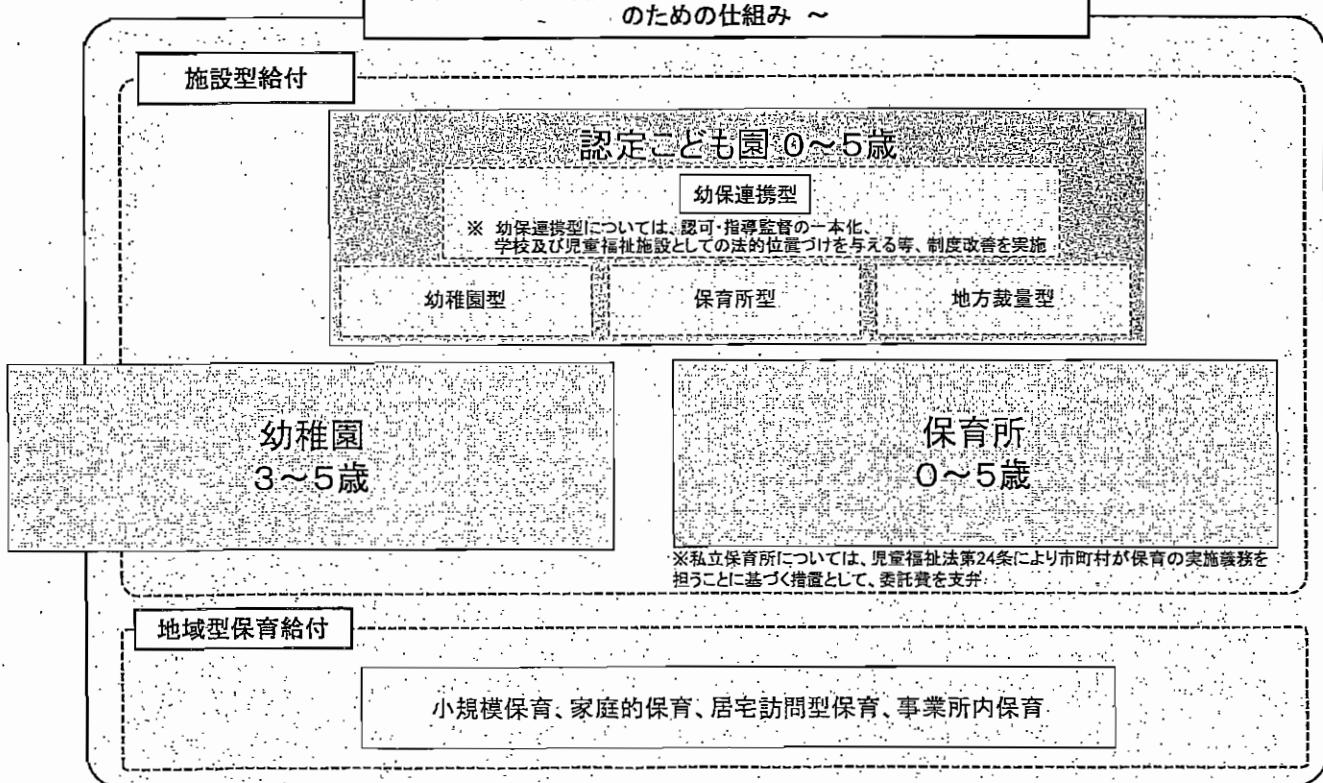
別紙

○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの(1号認定子ども) (第19条第1項第1号)	教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(2号認定子ども) (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(3号認定子ども) (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

子ども・子育て支援法
～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援
のための仕組み～



9 母子及び寡婦福祉法の一部改正について

1 改正の概要

子育てと生計を一人で担い、就業や収入の面において厳しい環境に置かれているひとり親家庭に対し、支援策の拡充や支援体制の強化を図ることを目的として、「母子及び寡婦福祉法」の一部改正が行われました。本年4月16日に改正法が成立し、10月1日から施行されます。

2 改正の内容

(1) 地方自治体の自立促進計画

地方自治体の自立促進計画は、ひとり親家庭に対する子育て支援、生活支援、就労支援、養育費確保および経済的支援などの施策が、総合的に計画的に推進されるよう、平成14年の「母子及び寡婦福祉法」の改正において規定されたものですが、支援策の内容が地域ニーズに応えるものとなっていないなどの課題が指摘され、地域ニーズをふまえた計画とすることが法律上に明記されました。

(2) 父子家庭に対する支援の拡充

法律の名称が「母子及び寡婦福祉法」から、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に変更となり、母子及び寡婦福祉資金について、母子と寡婦に加え、父子も貸付対象とすることになりました。

また、父子に対する就業支援、生活支援なども、母子及び寡婦と同様、法律上に明記されました。

(3) ひとり親家庭の子どもに対する学習支援の充実

ひとり親家庭は子育てと生計を一人で担う不利を抱えており、親の多忙による子どもへの影響や貧困の世代間連鎖が指摘されています。

こういったことを背景として、ひとり親家庭の子どもを対象とした支援の充実を図るため、子どもに対する学習支援が、法律上に明記されました。

3 今後の対応

(1) 地方自治体の自立促進計画

平成22年度に「第二期三重県次世代育成支援行動計画」と一体的に策定した「第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」が最終年度に入り、新たな計画を策定する必要があります。

このため、法律改正の趣旨をふまえ、本県では、「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」と一体化した計画として、次期計画を策定します。

(2) 父子家庭に対する支援の拡充

母子及び寡婦福祉資金の対象に父子家庭が新たに加えられ、貸付対象が拡大します。

現在、「母子及び寡婦福祉法」にかかる申請書の受理事務等については、市町に事務処理を委ねる「三重県の事務処理の特例に関する条例」に規定しています。法改正に伴う事務処理について、改めて市町の同意をとったうえで、条例の改正案を9月定例月会議に提出します。

また、法律名の変更により、母子及び寡婦福祉資金を運営している特別会計の名称を変更する必要があるため、「三重県特別会計条例」の改正案を9月定例月会議に提出します。

さらに、10月1日から母子及び寡婦福祉資金の貸付対象に父子家庭が追加されることについて、広報媒体を活用し、県民への周知を行います。

(3) ひとり親家庭の子どもに対する学習支援の充実

ひとり親家庭の子どもに対する学習支援については、さらに拡充を図っていくことが必要であるため、平成26年度からは、県実施事業に加え、市町が実施する事業への支援を行います。

【所管事項説明】

10 「健やか親子いきいきプランみえ」次期計画の策定について

1 「健やか親子」について

- ・「健やか親子 21」は、思春期における健康問題や親子の心の問題、周産期・小児救急医療の確保など、母子保健を取り巻く新たな課題に対応するため、関係機関・団体が一体となって推進する母子保健の国民運動計画です。
- ・国の計画期間は、平成 13 年度から平成 26 年度までの 14 か年となっています。
- ・「健やか親子いきいきプランみえ」は、国の計画をふまえ平成 14 年度に策定した本県の母子保健計画であり、国と同様に平成 26 年度をもって計画期間が終了します。
- ・現在、国においては、次期計画を策定しているところであり、平成 26 年 5 月 13 日に「「健やか親子（2次）」について 検討会報告書」（以下「検討会報告書」といいます。）が公表されました。
- ・本県においても、国の計画策定の状況をふまえつつ、平成 27 年度以降の次期計画の検討を進めます。

2 国の次期計画について

国の検討会報告書は、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現をめざすこととして、3つの基盤課題と2つの重点課題を設け、具体的な数値目標を設定するとともに、健康格差等の課題の解決に向けて都道府県、保健所、市町村が果たすべき役割を示しています。

（1）基本的な視点等

- ・「21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画」という、現行の「健やか親子 21」の性格を踏襲。
- ・計画期間は平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 か年。
- ・10 年後にめざすべき姿は「すべての子どもが健やかに育つ社会」。

（2）課題の構成と目標の設定

- ・3つの基盤課題と2つの重点課題を設定。

基盤課題（現計画でも扱ってきた施策や取組の充実をめざす）

- A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

重点課題（基盤課題での取組を一步進めた形で重点的に取り組む）

- ① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
- ② 妊娠期からの児童虐待防止対策

- ・現行の指標をもとに計 52 指標を設定。「健康水準の指標」、「健康行動の指標」、「環境整備の指標」に分類。別途「参考とする指標」として 28 指標を設定してデータの推移を注視。
- ・目標の達成状況の評価として、開始から 5 年を目途に中間評価、終期となる 10 年目を目途に最終評価を実施。

(3) 県と市町村の役割

- ・母子保健事業の市町村への移譲をふまえ、それぞれの役割を整理。
- ・市町村の役割として、各母子保健事業の実施者であることや、実態に応じた市町村母子保健計画を関係機関と連携・協働して策定することなどが明記。
- ・県および県型保健所の役割として、県内の課題の把握等を広域的かつ専門的な立場から行い、都道府県母子保健計画を策定することや、管内市町村における事業評価やそれに基づく改善を円滑に進めるために、積極的に協力・支援に取り組むことなどが明記。

3 次期計画策定の考え方

(1) 計画策定の方向性

国の検討会報告書で示された健康格差等の課題の解決に向けた取組の推進を図るとともに、母子保健対策が少子化対策と密接に関係することもふまえて計画を策定します。

(2) 計画期間

国の計画にあわせて平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 か年の計画とし、5 年ごとに見直しを行います。

(3) 策定の方法

三重県医療審議会健やか親子推進部会において、現在の計画についての評価を行うとともに、専門的見地から次期計画についての検討を行います。

また、市町との意見交換や情報共有を通じて市町が策定する計画との連携を図るとともに、パブリックコメントを実施して広く県民の意見を聴き、計画策定の参考とします。

4 今後の予定

平成 26 年 7 月	現計画の成果、次期計画の骨子案について第 1 回健やか親子推進部会で検討
平成 26 年 8~10 月	市町実態調査・アンケート調査等の実施、市町との意見交換等
平成 26 年 10 月	骨子案を健康福祉病院常任委員会で説明 中間案について第 2 回健やか親子推進部会で検討
平成 26 年 12 月	中間案を健康福祉病院常任委員会で説明
平成 26 年 12~1 月	パブリックコメントの実施
平成 27 年 1 月 3 月	最終案について第 3 回健やか親子推進部会で検討 最終案を健康福祉病院常任委員会で説明

【所管事項説明】

11 平成25年度社会福祉法人等指導監査の結果等について

1 監査の効率的、効果的実施について

社会福祉法人・施設に対しては、定期的な指導監査の実施に加え、利用者等関係者からの通報や苦情等により、法人に問題等が生じているおそれがあると認められる場合には、随時、指導監査を実施しています。

介護保険および障害福祉サービス事業所については、事業所の増加により、定期的な実地指導が困難となっていることから、全事業所を対象とした集団指導を開催し、不正が疑われるものなどについて、監査を実施しています。

2 平成25年度指導監査および実地指導等の結果について

社会福祉法人・施設の指導監査は、法人・施設運営、施設整備関係、利用者処遇、安全対策を重点項目として実施しました。

また、介護保険および障害福祉サービス事業所の実地指導は、法令遵守、サービスの質の確保・向上、危機管理、高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス、居宅介護支援事業所、職員による虐待行為を重点項目として実施しました。

指導監査および実地指導等の実施状況と、指摘があった法人数・施設数やその指摘件数は次のとおりです。

○ 平成25年度指導監査等の実施状況

	対象数	うち実施数 (%)	指摘法人 等の数	指摘 総件数
社会福祉法人	86	44(51.2)	43	365
社会福祉施設	858	344(40.1)	285	1,461
介護保険サービス事業所(予防含む)	4,983	236(4.7)	200	1,327
〃 集団指導	4,983	4,469(89.7)	—	—
障害福祉サービス事業所	1,292	67(5.2)	59	492
〃 集団指導	1,292	1,149(88.9)	—	—
児童相談所	5	5(100)	5	7
市町福祉行政	29	14(48.3)	10	14
公益法人	22	3(13.6)	2	2

(1) 社会福祉法人・施設

指摘の内容は、社会福祉法人では、会計処理、資産管理、苦情解決など管理に関するものが66.3%を占め、役員の構成等組織運営に関するものが32.9%となっています。社会福祉施設では、苦情処理窓口や衛生管理等、入所者処遇に関するものが40.5%、就業規則や安全対策など施設運営に関するものが59.5%となっています。

○ 社会福祉法人の指摘項目および件数

組織運営	事業	管理	計
120(32.9%)	3(0.8%)	242(66.3%)	365(100.0%)

○ 社会福祉施設の指摘項目および件数

入所者処遇	施設運営	計
592(40.5%)	869(59.5%)	1,461(100%)

(2) 介護保険および障害福祉サービス事業所

介護保険および障害福祉サービス事業所に関する指摘では、サービス提供などの運営基準等に関するものが79.8%、給付費に関するものが12.5%、介護職員の配置などの人員基準に関するものが4.9%となっています。

○ 介護保険および障害福祉サービス事業所の指摘項目および件数（監査分を除く）

		運営基準等	給付費	人員基準	その他	合計
介護保険サービス	介護	572	94	35	17	718
	予防	227	38	19	6	290
障害福祉サービス		382	53	18	19	472
合計 (構成比%)		1,181 (79.8)	185 (12.5)	72 (4.9)	42 (2.8)	1,480 (100.0)

指導・監査により、介護報酬の算定誤りや不正請求等が確認されました。算定誤りについては、過誤調整等による自主返還を指導し、不正請求については、行政処分等に伴い返還額の決定を行いました。

○ 平成25年度介護給付費等の過誤調整（自主返還）および返還決定額

返還額の決定の内訳	事業所数	自主返還額 返還決定額(円)
介護保険サービス費の算定誤り（自主返還）	24	31,588,819
〃 の不正請求に伴う返還決定	3	3,775,522
障害福祉サービス費の算定誤り（自主返還）	8	13,714,439
〃 の基準違反による返還決定	1	3,063,080
合 計	36	52,141,860

(注) 返還額は、平成26年4月末現在までに確定した金額です。

3 平成26年度の指導・監査の実施方針

社会福祉法人や社会福祉施設に係る指導監査については、重点項目に変更はありませんが、現在、国において、社会福祉法人の財務諸表や補助金・役員報酬等の情報開示、内部留保の明確化等が検討されていることから、県においては、平成25年度の所管法人の財務諸表を県のHPで公開するほか、指導監査や研修会の開催などにより、社会福祉法人・施設の適正な運営を指導していきます。また、指導監督権限が市に移譲された社会福祉法人についても、市の法人監査と、県の施設監査を合同で実施するなど、県・市の連携を密にしていきます。

介護保険および障害福祉サービス事業所に係る指導・監査については、重点項目に変更はありませんが、集団指導を強化し、人員・運営等の最低基準の考え方等の周知徹底を行うとともに、苦情・通報等に対応した実地指導、監査を実施し、利用者への適切なサービスの提供を支援していきます。

【所管事項説明】

12 平成 27 年度社会福祉施設等整備方針について

本県では、市町、民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めていくこととしています。

社会福祉施設等の整備については、厳しい財政状況の中で限られた予算を効率的に執行していく必要があるため、提出された整備計画の中から地域のバランス、住民ニーズ等をふまえ、より効果的で緊急度の高いものを優先していくこととします。

また、施設の老朽化への対応、耐震・津波対策など防災上の対応についても配慮していくこととします。

こうした考え方を基に、平成 27 年度整備方針を策定しました。

なお、放課後児童クラブ室等については、現在国において、子ども・子育て支援新制度の施行に向けた検討がされているところであり、国の方向性等が明らかになっていないことから、今回の方針策定は見送ることとしました。

また、施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度等の動向や国および県予算の状況をふまえて決定することになります。

平成 27 年度 社会福祉施設等整備方針

・ 地域福祉課所管施設 救護施設	38
・ 長寿介護課所管施設 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、 養護老人ホーム	39
・ 障がい福祉課所管施設 障がい福祉サービス事業所等	42
・ 少子化対策課所管施設 児童館	46
・ 子育て支援課所管施設 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	48

平成27年度 社会福祉施設等整備方針(地域福祉課所管施設)

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・生活保護法で規定されている保護施設の新規施設整備については、原則として行わない。

2 整備方針

施設種別	圏 域	現 状	課 題	平 成 27 年 度 整 備 方 針
救護施設	全県	・県内 3か所 ・定員 計 270名 平成26年5月1日現在	—	入所者等の安全確保に必要な改築等があれば整備を進める。

平成27年度老人保健福祉施設整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- 施設利用者数の見込みや市町の意向等をふまえつつ、施設サービスを必要とする高齢者ができるだけ円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- 在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりをふまえ、特別養護老人ホームと介護老人保健施設を優先的に整備する。
- 県補助を受けずに、特別養護老人ホームおよび介護老人保健施設を整備する場合についても審査の対象とする。
- 圏域については、別表「高齢者福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	平成27年度整備方針				
介護老人 福祉施設 (特別養護 老人ホーム)	圏域別	1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに平成27年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。 * 詳細については、「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設整備選定方針」に基づいて審査を行う。				
現状と整備可能数(単位：人分)							
			北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計
既整備数			2,528	2,512	2,565	592	8,197
平成26年度整備予定数			180	60	160	0	400
小計(A)			2,708	2,572	2,725	592	8,597
平成27年度整備可能数(B) (うち従来型施設整備可能数)			30	100	110	20	260
平成28年度予定定員数(A)+(B)			2,738	2,672	2,835	612	8,857

市町における整備対象となる小規模(定員29人以下)の特別養護老人ホームの定員数は含まない。

施設種別	圏域	課題	平成27年度整備方針				
介護老人 保健施設	圏域別	1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに平成27年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。 * 増築による整備については、県補助の対象外とする。 * 定員29人以下の創設については、市町の整備計画により実施するため、各圏域の平成27年度整備数が変動する場合がある。 * 詳細については、「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設整備選定方針」に基づいて審査を行う。				
現状と整備可能数（単位：人分）							
			北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計
既整備数			2,433	1,623	1,880	358	6,294
平成26年度整備予定数			129	160	100	0	389
小計 (A)			2,562	1,783	1,980	358	6,683
平成27年度整備可能数(B) (うち従来型施設整備可能数)			170 (80)	0	80 (40)	20 (10)	270 (130)
平成28年度予定定員数 (A) + (B)			2,732	1,783	2,060	378	6,953
養護老人 ホーム	-	老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ整備を進める必要がある。	老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ改修又は改築による整備を進める。				

3 その他

療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。

特別養護老人ホームの施設整備については、創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

(別表)高齢者福祉圏域

平成26年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町

平成27年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、障がい者の地域生活を支援するため、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 地域生活への移行を支援する観点から、日中活動系サービスを実施する事業所や共同生活援助を実施する事業所を優先し、障害保健福祉圏域の整備状況等を総合的に判断し整備する。
- ・ 減災対策を推進する観点から、耐震化や安全を損なう老朽化に対する大規模修繕等を促進する。
- ・ 圏域については、別表1「障害保健福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成27年度整備方針
共通	—	—	減災対策を推進する観点から、障がい福祉サービス事業所の耐震化等に対応する必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時に倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図る施設を最優先する。 2 著しい老朽化による大規模修繕を行う施設を優先する。
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	障がい者の地域生活を支援するため、障害保健福祉圏域の障がい福祉サービスの需要見込と実績および地域におけるサービスの提供体制等を考慮し、整備を進める必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域生活への移行を支援する観点から、障害者支援施設等から地域生活へ移行する障がい者への支援を実施する事業所を優先する。 2 障害保健福祉圏域のサービス見込量と実績および地域におけるサービスの提供体制等を考慮し、整備の必要性が高い施設を優先する。 3 災害時における被災障がい者に対するサービス確保などの機能を有する施設整備を優先する。
居住系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	障がい者の地域生活を支援するため、障害保健福祉圏域の障がい福祉サービスの需要見込と実績および地域におけるサービスの提供体制等を考慮し、共同生活援助の整備を進める必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> 1 共同生活援助を実施する事業所を整備することとし、地域生活への移行を支援する観点から、障害者支援施設等から地域生活へ移行する障がい者への居住支援を実施する事業所や障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う事業所を優先する。 2 障害保健福祉圏域のサービス見込量と実績および地域におけるサービスの提供体制等を考慮し、整備の必要性が高い施設を優先する。 3 住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域に設置する施設とする。また、入所施設、病院および日中活動の場と同一の敷地内に設置しない施設とする。
訪問系サービス事業所および相談支援事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	障がい者が自ら選ぶ生活の場において安心して暮らせるための訪問系サービスおよび計画相談をはじめとする相談支援を充実する必要がある。	障害保健福祉圏域のサービス見込量と実績および地域におけるサービスの提供体制等を考慮するとともに、日中活動系サービスなどの施設整備にあわせて整備する施設を優先する。

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障がい福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流や防災・減災対策における配慮がなされている施設。

(別表1) 障害保健福祉圏域

平成26年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
桑名員弁	桑名市、いなべ市 木曽岬町、東員町
四日市	四日市市 菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市 多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市 玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市 紀北町
紀南	熊野市 御浜町、紀宝町

(別表2) 障がい福祉サービス事業所等の現状

			障害保健福祉団体									
種類		単位	桑名員弁	四日市	鈴鹿龜山	津	松阪多気	伊勢志摩	伊賀	紀北	紀南	計
日中活動系サービス												
生活介護	現状	事業所数	14	25	17	27	22	20	19	5	4	153
	サービス見込量	人	442	764	575	583	537	600	411	123	111	4,146
	サービス量実績	人	388	656	473	601	457	564	380	118	112	3,749
	見込量と実績の差	人	54	108	102	△18	80	36	31	5	△1	397
就労移行支援	現状	事業所数	1	4	2	4	0	3	4	0	0	18
	サービス見込量	人	36	96	50	12	6	43	56	2	1	302
	サービス量実績	人	9	42	30	9	5	17	23	0	1	136
	見込量と実績の差	人	27	54	20	3	1	26	33	2	0	166
短期入所	現状	事業所数	8	9	6	14	9	8	10	1	2	67
	サービス見込量	人	104	272	77	97	112	125	250	23	22	1,082
	サービス量実績	人	87	121	72	89	65	79	91	12	8	624
	見込量と実績の差	人	17	151	5	8	47	46	159	11	14	458
居住系サービス												
共同生活援助	現状	事業所数	12	11	8	21	10	9	11	1	3	86
	サービス見込量	人	173	219	117	177	138	185	186	36	64	1,295
	サービス量実績	人	137	197	95	180	132	148	150	31	44	1,114
	見込量と実績の差	人	36	22	22	△3	6	37	36	5	20	181
訪問系サービス												
居宅介護、重度訪問 介護、同行援護、行 動援護、重度障害者 等包括支援	現状	事業所数	47	79	66	102	98	99	61	14	34	600
	サービス見込量	人	255	543	336	350	357	351	300	71	79	2,642
	サービス量実績	人	194	276	235	313	303	273	221	70	56	1,941
	見込量と実績の差	人	61	267	101	37	54	78	79	1	23	701

			障害保健福祉圏域									
種類		単位	桑名負弁	四日市	鈴鹿龜山	津	松阪多気	伊勢志摩	伊賀	紀北	紀南	計
相談支援												
計画相談支援	現状	事業所数	7	10	10	16	7	8	9	2	6	75
	サービス見込量	人	190	286	330	196	260	383	701	40	22	2,408
	サービス量実績	人	82	33	62	28	50	91	104	24	9	483
	見込量と実績の差	人	108	253	268	168	210	292	597	16	13	1,925
地域移行支援	現状	事業所数	1	3	4	5	2	4	2	2	1	24
	サービス見込量	人	22	15	9	4	23	28	10	3	3	117
	サービス量実績	人	2	3	5	3	1	2	0	0	0	16
	見込量と実績の差	人	20	12	4	1	22	26	10	3	3	101
地域定着支援	現状	事業所数	1	1	4	5	2	4	2	2	1	22
	サービス見込量	人	17	6	21	24	7	19	10	2	3	109
	サービス量実績	人	5	2	4	1	2	1	0	0	0	15
	見込量と実績の差	人	12	4	17	23	5	18	10	2	3	94
計画相談支援 (障がい児)	現状	事業所数	7	5	8	8	7	8	4	2	5	54
	サービス見込量	人	37	58	32	26	23	88	172	1	5	442
	サービス量実績	人	9	19	7	0	25	12	30	0	0	102
	見込量と実績の差	人	28	39	25	26	△2	76	142	1	5	340

注) 別表2については、現時点における障害保健福祉圏域のサービス見込量と実績およびサービスの提供体制について、参考にお示しするものです。

1 現状の事業所数は、平成26年5月1日現在

2 サービス見込量は、みえ障がい者共生社会づくりプラン（平成24年度～平成26年度）における平成26年度のサービス見込量（1か月あたり）

3 サービス量実績は、平成25年度（平成25年4月～平成26年2月）の平均（1か月あたり）

4 生活介護と就労移行支援の現状（事業所数）は、障害者支援施設を含む。

5 短期入所の現状（事業所数）は、空床利用型を除く。

6 共同生活援助のサービス量実績は、共同生活介護のサービス量を含む。

6
平成27年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課所管施設）

課名 [少子化対策課]

1 整備方針策定等の考え方

- ・地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・原則として、災害対策を施設の新設より優先する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成27年度整備方針
児童館	全県	大型児童館 1館 小型児童館 31館 児童センター 14館 計 46館 (12市6町) (H26.5.1現在)	児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。 耐震化対策がなされていない児童館について、対策が必要である。 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。	国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を市町が受けることを条件として、市町や社会福祉法人が行う事業に関して、市町に対して補助を行うことにより、児童館の整備を行う。 1 既存の児童館の大規模修繕のうち、耐震改修工事を含むもの (1) 放課後児童クラブ室のある児童館 (2) 放課後児童クラブ室のない児童館 2 児童館の新設 (1) 児童館のない市町における新たな児童館の創設のために、新たに施設を整備するものを優先する。 ア 放課後児童クラブ室を設置する場合 イ 放課後児童クラブ室を設置しない場合 (2) 児童館のある市町における新たな児童館の創設のために、新たに施設を整備するもの

施設種別	圏域	現状	課題	平成27年度整備方針
				<p>ア 放課後児童クラブ室を設置する場合 イ 放課後児童クラブ室を設置しない場合</p> <p>3 既存の児童館を拡張する整備</p> <p>(1) 放課後児童クラブ室を設けるための拡張 (2) 放課後児童クラブ室のある児童館の拡張 (3) 放課後児童クラブ室のない児童館の拡張</p> <p>4 そのほかの整備</p> <p>5 優先順位は、1(1)、1(2)、2(1)ア、 2(1)イ、2(2)ア、2(2)イ、3(1)、 3(2)、3(3)、4の順とする。</p>

平成 27 年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課所管施設）

課名【子育て支援課】

1 整備方針策定等の考え方

- ・入所型施設については、入所を要する者の増加への対応、安全性の確保から老朽化対策の必要な施設の整備、および居住環境に配慮した施設の整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現 状	課 領	平成 27 年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 公立 12 施設 民間 1 施設 (平成 26 年 4 月 1 日現在)	1 昭和 40 ~ 50 年代前半にかけて鉄筋化等の整備をした施設の老朽化が進んでいる。 2 年長児童のプライバシー等に配慮した居室の整備が求められている。	1 老朽化による増改築修繕（耐震工事含む） 耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設や、耐震診断結果により耐震補強が必要な施設を優先する。 2 居住環境向上のための施設整備 既存施設の大部屋解消や個室等の必要なスペースの確保およびこれに付随する施設整備を優先する。 3 小規模ケア化・地域分散化 施設の新設・改築にあたっては、小規模ケア化・地域分散化するための整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造とする施設整備を優先する。
乳児院	全県	施設数 公立 3 施設 民間 1 施設 (平成 26 年 4 月 1 日現在)	3 施設における小規模ケア化・地域分散化の推進が求められている。	
母子生活支援施設	全県	施設数 公立 5 施設 民間 2 施設 (平成 26 年 4 月 1 日現在)	1 施設の老朽化による大規模修繕等の必要性が高まっている。 2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)への対応が求められている。	1 老朽化による増改築修繕（耐震工事含む） 耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。 2 DV 防止法対応 居室拡大や室数増加を図る施設整備を優先する。

13 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成26年2月17日～平成26年6月2日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会
2 開催年月日	平成26年2月17日
3 委員	会長 斎藤 純一 委員 速水 正美 他6名
4 諮問事項	精神保健および精神障がい者の福祉に関する事項の報告について
5 調査審議結果	1 平成26年度精神保健関係予算、精神保健福祉法改正について報告し、意見交換を行った。 2 三重県飲酒運転0をめざす条例に係る指定医療機関の状況について報告し、意見交換を行った。 3 アルコール健康障害対策基本法の内容について報告し、意見交換を行った。 4 平成25年度に実施された公衆衛生関係行政事務指導監査結果について報告し、意見交換を行った。 5 精神疾患に係る三重県保健医療計画の現況について報告し、意見交換を行った。 6 平成25年度三重県庁舎における精神障がい者職場実習モデル事業実績について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	平成25年度第3回三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	平成26年2月20日
3 委員	会長 宮崎 つた子 副会長 松田 靖利 委員 安部 悅子 他12名
4 諮問事項	1 平成26年度当初予算案について 2 「三重おもいやり駐車場利用証制度」導入後の状況について 3 UDアドバイザーアンケートの結果について
5 調査審議結果	1 平成26年度のユニバーサルデザインのまちづくりに関する当初予算案について報告を行った。 2 「三重おもいやり駐車場利用証制度」導入後の状況について報告を行った。 3 UDアドバイザーアンケートの結果について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成26年2月20日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 質問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。 (5件) 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。 (3件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成26年2月28日
3 委員	委員長 他10名 (試験問題の作成に関わるため、委員氏名は非公開)
4 質問事項	准看護師試験の不適切問題の確認と合格基準の審議を行い、合格者を決定した。
5 調査審議結果	不適切問題はなく、受験者212名のうち合格者212名を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 地域医療対策部会
2 開催年月日	平成26年3月3日
3 委員	部会長 伊藤 正明 委員 青木 重孝 他9名
4 質問事項	1 三重県保健医療計画（第5次改訂）評価表（へき地医療対策）について 2 三重県地域医療再生計画変更（第2次）について 3 病床機能報告制度と地域医療ビジョンの作成について
5 調査審議結果	1 三重県保健医療計画（第5次改訂）評価表（へき地医療対策）について審議を行い、承認された。 2 三重県地域医療再生計画変更（第2次）について、厚生労働省へ提出した変更内容を報告した。 3 病床機能報告制度と地域医療ビジョンの作成について、厚生労働省の方針の説明を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親審査部会
2 開催年月日	平成26年3月10日
3 委員	部会長 鍵山 雅夫 委員 宮本 佳宥 他2名
4 質問事項	養育里親等新規申込者の審査について
5 調査審議結果	申込者11件のうち10件については承認、1件については継続審議とされた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 災害医療対策部会
2 開催年月日	平成26年3月11日
3 委員	部会長 高瀬 幸次郎 委員 今井 寛 他13名
4 質問事項	1 三重県保健医療計画（第5次改訂）評価表（災害医療対策）について 2 三重県地域医療再生計画変更（第2次）について 3 三重県地域防災計画（未定稿・修正版）（災害医療対策）について 4 三重県新地震・津波対策行動計画（災害医療対策）について
5 調査審議結果	1 三重県保健医療計画（第5次改訂）評価表（災害医療対策）について審議を行い、承認された。 2 三重県地域医療再生計画変更（第2次）について、厚生労働省へ提出した変更内容を報告した 3 三重県地域防災計画（未定稿・修正版）（災害医療対策）について報告した。 4 三重県新地震・津波対策行動計画（災害医療対策）について報告した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県在宅医療推進懇話会
2 開催年月日	平成26年3月13日
3 委員	座長 志田 幸雄 委員 田中 公 他12名
4 質問事項	平成25年度在宅医療対策の進捗状況について
5 調査審議結果	平成25年度における在宅医療対策について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	平成26年3月17日
3 委員	会長 岡本 陽子 副会長 田口 鉄久 委員 駒田 幹彦 他16名
4 質問事項	1 子ども・少子化対策計画（仮称）について 2 子ども・子育て支援事業支援計画について
5 調査審議結果	子ども・少子化対策計画（仮称）および子ども・子育て支援事業支援計画のまとめ方について、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者介護給付費等及び障害児通所給付費等不服審査会
2 開催年月日	平成26年3月20日
3 委員	会長 貴島 日出見 委員 樋口 和郎 他10名
4 質問事項	1 不服審査会の事務概要について 2 障害者総合支援法における「障害支援区分」への見直しについて
5 調査審議結果	1 不服審査会の手続き等について事務局から説明し、意見交換を行った。 2 障害支援区分等について事務局から説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会
2 開催年月日	平成26年3月20日
3 委員	部会長 中井 孝佳 副会長 橋上 裕 委員 井本 真理 他10名
4 質問事項	1 「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」評価指標達成状況と取組について 2 平成25年度歯科口腔保健対策実績報告について 3 平成26年度歯科口腔保健対策について
5 調査審議結果	1 「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の評価指標達成状況と取組について説明し、意見交換を行った。 2 平成25年度歯科口腔保健対策の実績について説明し、意見交換を行った。 3 平成26年度歯科口腔保健対策について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成26年3月20日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 清水 將之 他3名
4 質問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。 (2件) 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。 (1件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	平成26年3月24日
3 委員	会長 貴島 日出見 委員 伊藤 義純 他18名
4 質問事項	1 三重県障害者自立支援協議会開催報告について 2 次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」について 3 平成26年度三重県障がい者関係予算について
5 調査審議結果	1 行動障がい、医療的ケアが必要な人等への支援など三重県障害者自立支援協議会における協議内容について報告し、意見交換を行った。 2 次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」策定の考え方やスケジュール等について報告し、意見交換を行った。 3 平成26年度三重県障がい者関係予算について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会
2 開催年月日	平成26年3月24日
3 委員	会長 内田 淳正 副会長 村本 淳子 他6名
4 質問事項	1 各部会報告について 2 三重県保健医療計画の進行管理等について
5 調査審議結果	1 平成25年度における各部会の開催実績等の報告を行った。 2 5疾病・5事業および在宅医療対策にかかる目標の達成状況、取組等について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	平成26年4月15日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委 員 増田 佐和子 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	6名の医師の指定について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成26年4月17日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 清水 將之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。 (2件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成26年5月13日
3 委員	委員長 森 正夫 委 員 前原 澄子 他3名
4 諮問事項	公立大学法人三重県立看護大学第二期中期目標（素案）について
5 調査審議結果	公立大学法人三重県立看護大学第二期中期目標（素案）について説明し、審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	平成26年度第1回三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	平成26年5月26日
3 委員	会長 宮崎 つた子 副会長 松田 靖利 委員 安部 悅子 他12名
4 質問事項	1 平成26年度ユニバーサルデザインのまちづくりの取組について 2 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画について
5 調査審議結果	1 平成26年度ユニバーサルデザインのまちづくりの取組について報告を行った。 2 第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の進捗状況および第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画策定の基本的な考え方について審議を行い、了承された。
6 備考	